

平成 29 年度税制改正に関する意見

平成 28 年 9 月 14 日

日本商工会議所

基本的な考え方

わが国経済がデフレからの脱却と経済再生実現への正念場を迎える中、持続的な経済成長を実現するには、0.3%程度にまで落ち込んだ潜在成長率の引き上げを図ることが必要である。サプライサイド政策に腰を据えて粘り強く取り組まなければならない。

とりわけ、中小企業の利益率や従業員一人あたりの付加価値額は、大企業の 1/2 以下で推移していることから、中小企業における資本蓄積、労働力確保、生産性向上を強力に推進して、中小企業の競争力の向上を図り、付加価値を増大させていくことが重要である。

(中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を)

中小企業は、わが国の雇用の 7 割を担い、特に三大都市圏を除いた地域で見れば、中小企業の雇用は 8 割以上を占めている。中小企業は最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤である。

しかしながら、わが国の中小企業は、廃業の増加などにより、1999 年から 2014 年までの 15 年間で約 100 万者減少（1999 年：484 万者→2014 年：381 万者）している。中小企業の約 9 割は同族企業であり、事業を継続していく中で、経営者の世代交代に直面することになるが、中小企業が収益を上げ、資本を充実させるほど、自社の株式評価額が上昇し、相続税負担が増加することになる。このことは、中小企業の財務基盤を毀損させ、事業継続・成長の足かせになっている。経営者の高齢化が進む中で、このままでは中小企業の減少はさらに加速し、地域の雇用は失われ、地域経済の衰退に拍車がかかることになる。

中小企業は、一般に資本・経営・労働が一体であり、機動的な経営判断や、地域社会への高い貢献などの特徴を有している。また、中小企業は必ずしも全てが大企業になることを目指して事業展開を行っているわけではなく、地域に密着した小規模企業をはじめ、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様な中小企業の事業活動を積極的に後押しする税制の整備が重要である。中小企業の活力強化の観点からは、一律に大企業との比較やグローバル標準を適用するべきではなく、中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制を実現すべきである。

(「人口急減・超高齢社会」の克服に向けた社会保障改革の断行を)

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障制度の持続および少子化対策の実行のために、消費税率 10%への引き上げは必要である。平成 31 年 10 月に税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

社会保障制度改革の遅れは社会保険料負担の一層の増大を招き、企業経営を圧迫するとともに、将来不安による消費マインドの低下にもつながっている。高齢世代から現役、子育て世代に対する思い切った資源の再分配を進めなければならない。その財源の確保には、社会保障給付の重点化・効率化のみならず、高齢者の応能負担の割合を高めるなど、「負担の分配」を軸とした社会保障制度改革の断行が必要である。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直し		
1. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進	…	3
2. 事業承継税制の抜本的な見直し	…	4
3. 事業承継税制の活用に向けた改善	…	5
4. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	…	6
5. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）	…	7
6. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）	…	7
II. 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を		
1. 中小法人課税の見直しに対する考え方	…	7
2. 中小企業の生産性向上を実現する税制	…	9
3. 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対	…	10
4. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	…	11
III. 消費税率引き上げ延期に伴う課題		
1. 平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げは確実に実施を	…	11
2. 消費税率引き上げ延期を受け、軽減税率の導入はゼロベースで見直すべき	…	11
3. 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき	…	12
4. 円滑な価格転嫁の実現	…	12
5. 二重課税の見直し	…	13
IV. 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興、防災・減災に向けた取り組みへの支援		
1. 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けた被災中小企業への支援	…	13
2. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置	…	13
V. 女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し		
1. 働きたい女性の意思を尊重した税制・社会保険制度の見直し	…	14
2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充	…	15
3. 企業の子育て支援に資する税制措置	…	15
VI. 中小・中堅企業の活力強化、地域活性化に資する税制措置		
1. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充	…	15
2. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止	…	19
3. 企業の活力強化を促す税制	…	19
4. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置	…	21
5. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み	…	22
6. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	…	23
7. 納税環境整備の拡充（納税協力負担の軽減）	…	24
VII. 経済活動・国民生活に資する税制	…	26

I. 円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直し

わが国の中小企業数が1999年から2014年までの15年間で約100万者減少し、中小企業経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を余儀なくされる中小企業も少なくない。このままでは、サプライチェーンの崩壊、雇用や高度な技術、ノウハウの喪失を招き、地域経済の衰退に拍車をかけ、わが国経済の成長に悪影響を及ぼしかねない。

わが国経済が持続的成長を図るためには、中小企業が成長し、保有する経営資源を次代へ円滑に繋いでいくことが重要である。若手経営者は、IT活用・販路開拓など事業発展に向けた投資を積極的に行う傾向があり、経営者の世代交代の円滑化によって、生産性向上、新事業展開（第二創業）の促進など経済の好循環にも寄与することが期待される。また、中小企業の約9割を占める同族企業（ファミリービジネス）は、長期的な視点での経営、機動的な経営判断、永年にわたり事業を継続するための革新性、地域社会への高い貢献などの特徴を有しており、地方創生の観点からも、地域経済と雇用の中核を担う中小企業の事業承継は極めて重要である。

しかしながら、取引相場のない株式は、当該企業の清算価値（純資産価額方式）で評価されるため、事業を継続し、企業価値を高めるほど、評価額が上昇し、その結果、事業承継の際、換金性のない自社株式に対する過大な相続税負担を強いられている。このため、中小企業の中には、相続税資金のねん出のための借入や事業用資産の売却などを余儀なくされるケースも少なくない。

中小企業の成長に必要な経営基盤を損なうことなく、円滑な事業承継を実現するためには、取引相場のない株式の評価方法は、会社の清算価値ではなく、ゴーイングコンサーンを前提とした評価方法に見直すべきである。

また、事業承継税制は、直近では利用件数は増加しているものの、依然として使い勝手の改善を望む声が強いことから、制度活用に向けた一層の見直しが必要である。とりわけ、早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られることから、生前贈与に対するインセンティブの強化により、早期かつ計画的な事業承継を促すことが重要である。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現すべきである。

1. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進

(1) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本の見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方

法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

(2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

① 類似業種比準価額方式の見直し

上場企業の株価上昇に伴い、類似業種比準価額方式による非上場株式の評価額が、評価会社の業績に関わらず、想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。上場企業におけるグローバル連結経営の進展を踏まえた比準要素（配当、利益、純資産）の見直し、類似業種の平均株価の対象期間の拡大、利益比準3倍の見直し等、中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から類似業種比準価額方式の見直しが必要である。

② 純資産価額方式の見直し

- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。
- ・評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき。
- ・評価会社が所有する上場株式の評価は、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは、不合理である。課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

③ 同族株主判定の範囲の見直し

同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。また、会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがゆえ株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべき。

(3) 分散株式の集中化のための税制措置

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

2. 事業承継税制の抜本的な見直し

(1) 発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の撤廃

納税猶予の対象となる自社株式は、発行済議決権株式の総数の2/3までとする上限があるが、納税猶予割合とあわせると、結果として猶予効果は半分（約53%）にとど

まり、効果が薄いことが事業承継税制の利用が進まない原因の1つとなっている。

また、現行制度では、納税猶予の対象とならない残り 1/3 の株式が分散する恐れがある。実際、納税猶予の対象株式の上限が 2/3 であることを理由に、後継者の株式の保有割合を決める会社は少なくない。会社法上、1株株主でも株主代表訴訟の提起が可能であることも踏まえ、事業承継税制の目的である、「株式の分散の防止と株式の集中による安定的な事業継続」を促進する観点から、納税猶予の対象となる発行済議決権株式総数に係る上限は撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

(2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

現行の事業承継税制では、贈与税から相続税の納税猶予に切り替える場合、猶予割合(贈与税:100%、相続税:80%)の差分は、相続税として納税しなければならない。円滑な事業承継の実現には、生前贈与による早期かつ計画的な取り組みが重要であるが、結果的に相続税が発生する現行の仕組みでは、生前贈与に取り組むインセンティブが働かないことから、相続税の猶予割合も100%に引き上げるべきである。

(3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材に限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。東京商工会議所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は3割強であり、約5割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの結果であった。現行制度では後継者を1人に選定しなければ納税猶予制度を利用することはできないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

3. 事業承継税制の活用に向けた改善

(1) 雇用要件の緩和

日本の人口は減少局面を迎え、労働力人口割合も低下する中で、人手不足が深刻化し、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しい状況にある。中小企業の採用・雇用を巡る状況を鑑み、雇用要件緩和に向けた見直しが必要である。また、大規模な災害やリーマンショックのような急激な経済の悪化により、雇用継続が困難となるケースも想定されることから、予測困難な経済環境の変化による要件緩和措置を平時から規定すべきである。

(2) 筆頭株主要件(被相続人・後継者)の見直し

現行の事業承継税制では、先代の配偶者が多数の株式を持っている場合、被相続人と後継者の関係に当たらないため、税制措置の対象にならない。このため、被相続人・後継者の筆頭株主要件は緩和すべきである。

(3) 事前確認制度の利用促進に向けた措置

中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与える措置を講じるべきである。

(4) 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

(5) 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の創設

東京商工会議所の調査では、事業承継税制を利用しての使いづら点として、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられた。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、また、提出期限も書類によって異なっていることから、大きな負担となっている。

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すべきである。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

(6) 支援措置に係る認定等の都道府県への移譲にあたっての情報共有の徹底

第5次地方分権一括化法により、平成29年度から事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されることとなったが、都道府県によって認定に格差が生じることのないよう、情報共有等の徹底が必要である。

(7) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(8) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

4. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

5. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

6. 個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成 25 年度税制改正において小規模宅地等の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約 6 割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地等の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

II. 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を

1. 中小法人課税の見直しに対する考え方

(1) 中小企業は雇用を通じて、地域経済や財政に大きく貢献

厳しい経済状況の中、中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担している。

中小企業は全体の雇用の 7 割の約 3,300 万人を抱え、社会保険料の事業主負担分は民間事業主拠出分の約 5 割の約 12 兆円を負担している。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約 4 割の 3 兆円に達し、地方税においても約 4 割を負担している。

(2) 中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制が必要

平成 28 年度与党税制改正大綱において、「大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う」とされている。

中小企業は、高度な技術力を保有し、地域に密着した小規模企業、サプライチェーンの一端を担う企業や、創業 100 年を越す老舗企業など、多種多様な存在であり、必ずしも全てが大企業に成長する前提ではない。

中小企業の約 9 割を占める同族企業は、経営者自らが資金を集め、経営を行い、その労働の対価を得る、つまり、資本・経営・労働が一体的な関係にあるのが特徴である。中小企業の資金調達手段は、金融機関からの借入が中心であり、その際に重視されるのは、企業の財務基盤および経営者個人の信用力（個人保証や個人資産の担保提供）である。内部留保は、長期資金として設備投資等に活用される他、経営環境の急激な変化に備えるための運転資金の原資となる。特に、中小企業にとって内部留保（利益剰余金）

の蓄積は、借入の返済や次の投資の原資として必要であり、資金繰りの悪化等に陥りやすいことも踏まえれば、大企業以上にその充実は不可欠といえる。内部留保が増加することは、企業が成長して自ら稼ぎ出した利益で取得した資産が増えていることにほかならず、必ずしも現預金等の形で保有されているとは限らない。内部留保に対する課税については、自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害することから、強く反対する。

また、取引相場のない中小企業の株式は、企業の清算を前提として評価されるため、経営努力で企業価値を向上させるほど自社株式の評価額が上昇し、事業承継の際には、後継者の相続税負担が増加することになる。事業承継時の相続税負担の増加は、中小企業の収益拡大の意欲の抑制や経営基盤を毀損する事態を招きかねず、事業継続・成長の足かせになっている。

今後の中小法人課税の見直しにあたっては、一律に大企業との比較やグローバル標準を適用するのは必ずしも公平ではない。こうした中小企業の特性に着目し、円滑な事業承継の実現、資本蓄積による財務基盤の強化、生産性向上など、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体となった税制を構築すべきである。その際、女性や高齢者など多様な人材を雇用・育成し、まちづくり、地域コミュニティを支えるなど、地域活性化の担い手としての役割も評価すべきである。

(3) 中小企業税制の適用範囲を示す指標について

平成 28 年度与党税制改正大綱において、中小企業税制については、「資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する」とされている。

現在まで、税法上で資本金基準が用いられてきた理由として、日常の企業活動では変動せず、毎年度安定している点や、中小企業基本法において、業種別に資本金と従業員数を基準としていることから、中小企業の経営者にとって明確な指標であった点が挙げられる。長年、企業規模を図る基準として活用され、中小企業基本法など多くの法律で用いられている「資本金」基準は維持すべきであると考えられる。

基準の見直しの検討にあたっては、本来、中小企業税制の適用を受けるべきではない企業のみを除く仕組みとすべきである。ごく一部の企業のケースを取り上げて基準を設け、本来、中小企業税制を適用すべき企業を対象から除外することはあってはならない。

政府税制調査会等で言及があった「純資産」については、過去の利益の蓄積であり、企業の単年度の担税力を示すものではなく、特に、地域の中核となっている中堅・中小企業や、長年にわたり法人税を納税し、国・地方の税収に貢献をしてきた業歴の長い企業、製造業や倉庫業など土地や設備などの資産を保有する企業ほど、その金額が大きくなることから、特定の企業群に対象が偏るため、適切な指標とは言えない。

(4) 個人事業主に近い中小事業者（いわゆる法人成り）について

節税目的で法人形態を選択した個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、そもそも個人事業者が法人形態を選択する動機は、信用力の向上、資本の充実、雇用の確保など、経営基盤の強化のためである。また、法人形態を選択することにより、個人と企業の会計を分離することで会計の透明性が高まるうえ、中小企業に浸透しつつある中小企業会計要領等の会計基準を利用することで、明瞭な会計方法を選択することが可能となる。

個人事業主と法人の負担の差を、給与所得控除など税負担の軽重のみに着目するのは実態に即していない。法人化には、急速に進む高齢化を背景に、年々増加する社会保険料負担、さらには申告・記帳の負担なども含めて総合的な判断が必要である。実際、日本商工会議所において、個人事業主と法人化した場合の手取り収入を比較したところ、所得税等の税負担と社会保険料負担を含めれば、事業所得 1,800 万円までは、法人化する場合より、個人事業主のほうが手取り収入は多くなる(※)との結果が得られている。

企業の成長には、経営基盤の強化を促す法人制度が不可欠であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、法人制度をゆがめるべきではない。

(※) 個人、法人ともに事業主(社長)1人で事業を行っている(従業員は雇用していない)。自分に給与を払うことで法人に利益が残らないものと仮定して計算。配偶者、扶養者はおらず、介護保険は支払っていないものとする(40歳未満)。

2. 中小企業の生産性向上を実現する税制

(1) 中小法人の軽減税率は税率 15%を維持したうえで延長すべき

中小法人の 800 万円以下の所得に係る軽減税率は、本則 19%から 15%へ引き下げられている中で、本税制措置の平成 26 年度の適用件数は 80 万件に上るなど、中小企業の財務基盤を支えている税制であると言える。

わが国経済が、世界経済リスク等を背景に先行き不透明な状況にある中で、仮に、本税制措置が延長されない場合、地域の雇用を支える中小企業から、設備投資や従業員の賃上げに影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられていることから、本税制措置は、税率 15%を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

(2) 中小企業の生産性向上を実現する設備投資の促進

わが国経済の好循環の実現に向け、最低賃金の大幅な引き上げが予定されているが、国内市場の縮小、労働人口の減少に直面する中小企業が賃上げの原資を生み出すためには、一層の効率化・付加価値向上による生産性向上が不可欠である。

一方、中小企業の生産性向上の実現には、省力化・能力増強・新分野進出等のための設備投資が必要になるが、中小企業の設備投資額は、未だリーマンショック前の水準までは戻っていない。また、中小企業の従業員一人あたり付加価値額は大企業の 1/2 以下と、中小企業の生産性が伸び悩んでいる。

こうした中で、中小企業投資促進税制は、平成 26 年度の適用件数が 6 万件を超え、特に上乗せ措置である即時償却を利用する企業における設備投資額の伸び率が通常の企業に比べて約 4 割高い結果となるなど、設備投資の判断の後押しや生産性向上を促す施策として極めて重要である。

中小企業の生産性向上を実現する「攻め」の設備投資を後押しする観点から、中小企業投資促進税制は、上乗せ措置も含め延長するとともに、特に人手不足が深刻な中小サービス業の一層の効率化・付加価値向上を支援するため、対象設備に、ロボット、省エネ空調設備等の器具備品、建物、建物附属設備などを追加し、税制措置の拡充を図るべきである。同様の観点から、平成 28 年 7 月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく償却資産に係る固定資産税の減免措置においても、対象設備に器具備品、建物、建物附属設備を追加すべきである。また、資金の調達が困難なこと等により、中古設備

を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象に加えるべきである。

3. 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対

(1) 中小企業への法人事業税の外形標準課税の適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人172万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約94万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 同族会社の留保金課税は廃止すべき。中小企業への拡大は断固反対

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金は必ずしも現預金や有価証券等の形で保有されているとは限らない。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金1億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

I F R S（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計

を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行する。そのため、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

4. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模・中小企業とその従業員や家族を支えている。一方で、資本金1億円超10億円以下の中小・中堅企業は利用可能な租税特別措置が少なく、実質的な法人税の負担率は全法人の中で最も高い。こうした地域の中核的な役割を果たす企業が、今後も地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要であり、税制上では以下の措置を講じるべきである。

①中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

②地域の中核的な役割を果たす中堅企業の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業の事業拡大のための設備投資を促すなど「未来投資」を促進するための税制の創設や、研究開発税制の深掘り部分（12%）など成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大等を講じるべきである。

Ⅲ. 消費税率引き上げ延期に伴う課題

1. 平成31年10月の消費税率10%への引き上げは確実に実施を

商工会議所は、予てから、社会保障制度の持続のためには消費税率の10%への引き上げが必要であると主張してきた。わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税の引き上げは必要である。

社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、平成31年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

2. 消費税率引き上げ延期を受け、軽減税率の導入はゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

消費税率引き上げ延期を受け、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考えます。

3. 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されていることから、インボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

まずは、消費税率10%へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

4. 円滑な価格転嫁の実現

(1) 転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、転嫁対策特別措置法に基づき、国民に対する徹底した広報や、転嫁拒否の取り締まりの推進等、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(2) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果では、約5割の事業者が外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であるとの声が寄せられている。

また、小売業や卸売業の事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、商工会議所に寄せられている。

消費税率引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を深め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

(3) 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

平成26年4月の消費税率引き上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、商工会議所の調査では、売上高1千万円以下の事業者は転嫁できた割合が5割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税率引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

（４）消費税の仕入税額控除制度における 95%ルールの復活

平成 24 年度より、売上高 5 億円超の事業者において、いわゆる 95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における 95%ルールを復活すべきである。

5. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

IV. 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興、防災・減災に向けた取り組みへの支援

1. 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けた被災中小企業への支援

4 月に震度 7 の地震が 2 度発生した「平成 28 年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。長引く余震の影響により、未だ事業再開の見通しが立たない事業者も多く、また、観光業への深刻な影響も生じている。

スピード感をもって、事業再開、地域経済の再生を強力に進める観点から、被災中小事業者に対し、以下の税制上の負担軽減措置を講じることが必要である。

- ① 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
- ② 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
- ③ 震災損失について、前事業年度の損金への算入の容認
- ④ 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
- ⑤ 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- ⑥ 災害損失特別勘定における支出期間の拡充

2. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備

等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

V. 女性の活躍促進・子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

1. 働きたい女性の意思を尊重した社会保険・税制の見直し

(1) 配偶者控除の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現在、税制上の103万円の壁は、配偶者の所得に応じて夫の控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、世帯単位で見た手取り額の逆転は発生せず、解消されている。

しかし、現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。例えば、38万円の所得控除に対して、年収2千万円の世帯では、所得税率33%で約13万円の軽減、年収300万円の世帯では、所得税率5%で約2万円の軽減となっている。

このため、配偶者控除見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(2) 社会保険制度の見直しに関する考え方

～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の日減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、平成28年10月から施行される短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

(3) 企業による扶養手当の見直し

社会保険のみならず、約5割の企業が103万円、2割の企業が130万円を基準として扶養手当を支給しており、世帯単位での手取り額の逆転に拍車をかけている。これも社会保険と同様、なだらかな支給に変えていく必要がある。

あるいは、扶養手当を廃止、子育て手当に支給を重点化する等の検討も必要であり、政府はそうした企業の取り組みを後押しするインセンティブを設ける等の検討を行っていくべきである。

2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

3. 企業の子育て支援に資する税制措置

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」（くるみん認定）まで取得する企業は依然として少なく、現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子育ての両立支援を強力に推進するため、くるみん認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者1人あたり一定額を税額控除可能な措置を創設すべきである。

また、待機児童の解消に向け、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、事業所内保育施設の設置・運営費用にかかる税額控除や固定資産税の減免等の税制優遇措置を講じるべきである。

VI. 中小・中堅企業の活力強化、地域活性化に資する税制措置

1. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充

(1) 研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

第4次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下の措置を講じるべきである。

- ① 中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるべき。
- ② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乘せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。
- ③ オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
- ④ I o Tの進展による「モノ」と「サービス」が融合した新たなビジネスモデルの開発を後押しする観点から、サービス開発を目的とした研究開発も支援対象に追加すべき。
- ⑤ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務す

ることが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべき。

- ⑥ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

（２）所得拡大促進税制の拡充

人手不足が深刻化する中、多くの中小企業において、人材の確保・定着のために防衛的な賃上げをせざるを得ない状況にある。労働分配率が約8割にも上る中小企業は、賃上げ余力に乏しく、賃金上昇や社会保険料の増加により、企業の収益が圧迫され、生産性向上に資する設備投資を妨げる一因になっている。このため、所得拡大促進税制を大幅に拡充し、地域の中堅・中小企業の収益改善を通じて、「成長と分配の好循環」の実現を図るべきである。

（３）商業・サービス業活性化税制の拡充・延長

地域経済の疲弊が深刻化する中で、中小企業の8割を占める商業・サービス事業者の高付加価値化、収益確保は喫緊の課題である。また、深刻化する人手不足を補完するために、効率化の取り組みも不可欠である。このため、商業・サービス業を営む中小企業等の経営改善に資する設備投資を後押しする観点から、償却率（30%）および税額控除率（7%）の大幅な引き上げ、対象設備の拡大を行った上で、商業・サービス業活性化税制の延長が必要である。

（４）中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

売掛金等の債権が貸倒れた場合のリスク軽減に寄与していることから、事業協同組合等に対する中小企業等の貸倒引当金の特例については、適用期限を延長すべきである。

（５）信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長

中小企業の担保保証費用の負担を軽減し、資金繰りの円滑化に寄与していることから、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置については、適用期限を延長すべきである。

（６）経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益力を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

（７）新規創業・ベンチャーを支援する税制

- ① 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しな

い企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるべきである。

② 研究開発型ベンチャー企業の支援に資する、パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創業ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すべきである。

③ 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

④ 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るためには、リスクマネーの確保が必要である。一方で、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、M&Aを活用するケースが増加している。現行のベンチャー投資促進税制は、産業競争力強化法に基づき認定を受けたファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業の新事業分野への進出（第二創業）を後押しする観点から、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

⑤ エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引き上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

(8) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

外国子会社合算税制については、平成28年度与党税制改正大綱において、BEP Sプロジェクトを踏まえた見直しを行うことが示されたが、租税回避の防止に向けた制度の見直しを検討する意義は認めるものの、見直しを行った結果、さらに制度が複雑化するとともに予見可能性が低下することになれば、乏しい経営資源の中、限られた人員で外国子会社の管理を行っている中小企業では対応が困難となり、中小企業の海外展開が阻害される恐れがある。

現行の外国子会社合算税制は、課題を抱えながらも実務において既に定着していることから、制度の見直しを検討する際は、租税回避の防止の視点のみならず、トリガー税率の維持など既存制度との接続や事務負担等、中小企業の実態を十分に踏まえ、合理的で簡素な制度とするべきである。

(9) 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

① 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③ 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰過年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

④ 海外投資リスクを軽減する税制措置

中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

(10) 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

① 協議会関与の下での事業再生における過年度減価償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過年度減価償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

② 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、一定の要件の下、譲渡所得を非課税としているが、平成28年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役又は業務を執行する社員」の要件を「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主及びこれらの親族）」としたうえで、この規定を恒久化し、「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、この規定の適用ができることとすべきである。

③ 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

④ 青色繰越欠損金の繰越期限の停止

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。

⑤ 期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意日以前 10 年間に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

⑥ 一体型経営者保証ガイドラインによる無資力判定の明確化

「再生支援協議会による保証債務の整理手順」に従って経営者保証ガイドラインによる保証債務の整理手続を行っている場合は、再生計画合意後 1 年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難であり、所得税法第 9 条 1 項 10 号の適用を受けることが可能とし、これを明確化すべきである。

2. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

(1) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。一方で、平成 28 年 7 月に「中小企業等経営強化法」が施行され、機械・装置に係る固定資産税の軽減措置が講じられたところであるが、中小企業の約 8 割を占める中小サービス業の生産性向上を後押しする観点から、対象設備を拡充し、器具備品、建物、建物附属設備を追加すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30 万円）と地方税（固定資産税（20 万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(2) 企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

3. 企業の活力強化を促す税制

(1) 環境関連税制の強化には反対

平成 27 年 12 月の「パリ協定」採択を受け、一部先進国だけが数値目標を伴った温室効果ガス排出削減義務を負う従来の仕組みから、中国や米国をはじめ途上国を含むすべての国が協調して地球温暖化対策に取り組む公平かつ実効的な国際枠組みへと転換した結果、わが国企業等がいたずらに「高い環境対策コスト」を負担する制約が解消されることとなった。こうした状況下で環境関連税制を強化することは、わが国企業等にとって革新的技術のイノベーション追求や国内投資の意欲を削ぎ、国際競争力を高めながら経済成長と地球温暖化対策の両立を目指す流れを妨げかねない。

①平成 28 年度与党税制改正大綱において、地球温暖化対策税については、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利

用の本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることと
ころであり、これ以上の用途拡大は行うべきでない。

- ②また、平成28年度与党税制改正大綱で示された、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める森林環境税(仮称)等の新たな仕組みについては、検討時期を適切に判断すると整理された。現下の経済情勢において、今後、家庭部門(国民)だけでなく、徹底した省エネ推進に取り組みなければならない産業・運輸・業務部門の中小企業にも新たな税負担として課税対象を広げることは、企業の設備投資意欲を削ぐのみならず国際競争力低下を招き、国内での事業存続を更に困難なものとしかねないため、極めて慎重に検討すべきである。
- ③カーボンプライシングとして取り上げられている炭素税については、国際的に公正で統一的な枠組みが確立できた場合は、理論的にはCO₂排出者に削減のインセンティブを与える仕組みとされている。しかし、実態としては民間企業における成長投資や研究開発投資の原資を奪うことにもつながりかねず、企業の長期的な成長力や国際競争力に悪影響を及ぼす懸念がある。また、環境対策コストが安くかつエネルギー効率が低い海外に生産拠点や雇用を移転することにより、世界全体で見ればCO₂排出量が増加してしまう懸念もある。このため、炭素税など新たに規制的なカーボンプライシングの仕組みは導入すべきでない。

(2) 役員給与の全額損金算入化、期中の役員給与引き下げを柔軟に認めるべき

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引き下げは柔軟に認めるべきである。

(3) 企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

(4) 印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

4. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

(1) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の恒久化

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化すべきである。少なくとも、平成 28 年度末に適用期限が到来することから延長すべきである。また、平成 24 年度改正で措置された買換え特例における事業所等の面積要件や、平成 27 年度改正で措置された圧縮率の一部見直しは、特に、都市部での利用を阻害していることから、撤廃すべきである。

(2) 内需拡大に資する住宅税制の延長

①土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税率の軽減措置は延長すべきである。

②住宅の登録免許税の軽減措置の延長

住宅用家屋の所有権の保存ならびに移転登記に係る登録免許税の軽減措置は延長すべきである。

③土地譲渡益に対する追加課税制度（重課）の課税停止期限の延長

④J リート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の拡充・延長

(3) 都市再生・再開発に資する都市再生促進税制の延長

認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等を減免する都市再生促進税制を延長すべきである。

(4) 不動産流通課税の見直し

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(5) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑かつ過重な負担を課しているわが国の自動車関係諸税は、個人消費を喚起し、経済の好循環を実現する観点から、抜本的に見直し、簡素化・負担軽減を図るべきである。具体的には、自動車税の税率引き下げを最優先で行い、自動車重量税は、将来的な廃止に向け、まずは「当分の間税率」を廃止すべきである。

また、適用期限が到来する自動車重量税のエコカー減税および自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は延長すべきである。その際、自動車取得税のエコカー減税は、昨年

決定された自動車税・軽自動車税の環境性能割と同じ水準に見直したうえで、延長すべきである。

5. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み

(1) 空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

- ① 空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設
都市計画法上の商業地域や近隣商業地域あるいは商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。
- ② 土地・建物の権利調整・移転の円滑化に資する税制優遇措置の創設
被相続人が亡くなり、長期間が経過しているにも関わらず、相続登記がなされないことにより、土地・建物の所有者が特定できず、権利調整・移転などに困難をきたし、土地等の利活用促進が阻害されている。
中心市街地活性化基本計画区域もしくは立地適正化計画の誘導区域において、都市機能の集積等に資すると認められる土地等の相続が生じた際の、一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減を図るべき。
- ③ 事業推進主体であるまちづくり会社の活動基盤の強化に資する税制措置
地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社の活動基盤強化が必要である。
中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画等に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

(2) 特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを後押ししていくため、中心市街地活性化の核となる民間事業に措置されている、土地・建物、設備等の取得時の割増償却制度を延長すべきである。

(3) 企業の地方拠点強化税制の見直し

平成27年度税制改正で、「地方拠点強化税制」が創設され、本社機能の地方移転や拡充に対する税制優遇措置が講じられたが、本税制措置で支援対象外とされている首都圏、中部圏、近畿圏の中には、企業の転出超過や廃業等により、企業数が減少している地域が含まれている。地域経済の衰退の深刻化は、全国的な課題であることから、一律に対象外地域を設けるのではなく、地域の実態に即して、対象地域を見直すべきである。

(4) ふるさと納税の拡充

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄付金が増加する等、納税者の自由意思による納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、地域の特産品等の発送による地域資源のPRや、地域経済への好影響も期待できる。地域活性化に寄与するふるさと納税制度は拡充すべきである。

6. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人172万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(3) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

(4) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

平成28年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方法人税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘

がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

(5) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

7. 納税環境整備の拡充（納税協力負担の軽減）

(1) 中小企業の納税負担軽減措置による生産性の向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである
- ② 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである
- ③ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである
- ④ 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである

- e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること

- (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。
なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること
 - (イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること
 - 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
 - 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること
 - 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
 - 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
 - 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること
 - 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること
 - 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること
 - 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
 - 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ⑤ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じて

いるため、簡素化が必要である

⑥ 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである

(2) 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死にならないうる納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の 10% が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する

(3) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

(4) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

(5) 地方創生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

東日本大震災の被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されている。今後、大規模な災害が生じた際には、早期の地域経済社会の復旧・復興を後押しする商工会議所等への寄附金は指定寄附金とすべきである。

商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として地域活性化に取り組んでおり、地方創生の新たな担い手としての期待はかつてないほど高まっている。社会的な要請から新たに対応が求められている、行政が担いきれない経済社会維持に必要な商工会議所が実施する公益目的事業等への寄附等は、指定寄附制度等の活用により、全額損金算入できるようにすべきである。

(6) 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1%の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を

強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

Ⅶ. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）の拡充。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。
- (4) 中小企業において従業員の健康は重要な経営資源であることから、企業の健康経営に資する、個人の健康増進・疾病予防推進のための税制措置を創設すること。

2. 法人税関係

- (1) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。
- (2) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金や電話加入権等の損金算入を認めること。
- (3) 予備自衛官等になっている従業員が招集された際の損失等について、損金算入できる準備金制度を創設すること。
- (4) 観光振興のためのイベントなどに対する寄附金の全額損金算入を認めること。

3. 地方税関係

- (1) 現行、償却期間が2年とされている金型について、即時償却を認めること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充すること。
- (3) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。

以上